

指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により公示する。

公示日：令和3年11月4日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事事業者を行う事業所の名称及び所在地		指定年月日 (指定の有効期限)
				名称	所在地	
389	有限会社大藤設備	千葉県船橋市 習志野台五丁目28番8号	高橋 ユミ	有限会社大藤設備	千葉県船橋市 習志野台五丁目28番8号	令和3年10月13日 (令和8年10月12日)